

三袋七ツ 藤 九 郎
百文 平光寺内ヨリ
紙袋五ツ 中嶋 淨 順

五十文 新七郎納所
壹升 三 太 郎

壹升 松右衛門尉
壹升 三右衛門尉

かミ袋十二 村
[] 文 實 松 坊

かミ袋二
[] 文 實 松 坊

五月十五日。三宅慶甫、羽咋郡氣多社に、押水免田村年貢の内を以て神供米を寄進す。

【氣多神社文書】 羽咋郡 一四〇四

奉寄進御供米之事

合拾貳俵者

右爲祈念令寄附候畢。但以押水免田村之年貢之内、每

年八月中ニ可有神納候。不可有相違者也。仍永代寄進狀之旨如件。

永祿貳己

五月十五日

三 宅

甫 在判

一宮社務

櫻井監物承殿

八月廿九日。權大僧都快尊、羽咋郡町居松尾寺に、藥師如來御正體を寄進す。

【松尾寺藥師如來御正體裏書】 羽咋郡 一四〇五

村松法印權大僧都快尊

(種字) 松尾大明神本地藥師如來

永祿二年己未八月廿九日敬白

十一月廿一日。石川郡白山宮惣長吏澄勝、同宮莊嚴講所新入衆を舉達す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 一四〇六

白山寺莊嚴講

新入衆事

地藏院

侍従公奉

右令舉達處之狀如件。

永祿貳 十一月廿一日 澄 勝 在判

一和尙御房

十一月。足利義輝、本願寺をして、諏方信濃守の所領加賀金浦村の押妨を停めしむ。

【御内書符案】 一四〇七

諏方信濃守知行分加州金浦村事、雖被申付、至去年年貢之儀令押領由候。所詮如先々可令沙汰旨、猶以堅申付候者可爲神妙。委曲宗臺可申候也。

(永祿二年) 十一月

(足利義輝) 在 判

本願寺

【御内書符案】 一四〇八

諏方信濃守知行分加州金浦村事、嚴重ニ雖申付之、至去年分令押領由候條、猶以申付候者可爲神妙段、對本願

寺申遣之候。馳走候者別而可喜入之狀如件。

(永祿二年) 十一月

(足利) 義 輝 在判

烏 丸 殿

(永正十一年七月五日の條參照。金浦村の所在は石川郡か河北郡か今知るべからず。)

永祿三年 庚申 紀元二二二〇

二月二日。鳳至郡鐵川寺衆徒、七尾の廳に、門中諸寺の寺役を復舊せんことを訴ふ。

【寶泉寺文書】 鳳至郡 一四〇九

鐵川寺衆徒訴七尾廳狀

抑櫛比鐵川宮、行基菩薩開闢、千年有餘之靈地也。從其以來祭禮濫觴、至于今マデ無怠慢令勤仕候。然者來三月三日ヨリ十八日マデ舞童、同十六日ヨリ四箇日八講、春秋三箇度之鑄馬、毎年三十箇度之法會同出仕、門中之諸寺役有數多。從千年之始、於于今致不退之勤行、是皆天下泰平國土豐饒、殊御屋形様御安全、長生久存、武運如意、揚